

卷 稿

# 田村公伸氏

前回の亜急性議論に対する主張に加え、日本個人契約柔道整復師連盟の田村公伸氏は、昨秋より権限が強化された柔整審査会についても多くの問題をはらんでいると指摘する。また、1部位目から負傷原因を記載させるか否かの論点に対する考え方を明かした。

私も委員として出席している。柔整審査会の強化について、私は委員として出席してい  
る社会保障審議会柔道整復療養費検討専門委員会において、第4回から第11回までの会議で議論を重ね、結論も合意もなされぬまま、柔道整復療養費審査委員会（以下、柔整審査会）の権限強化に関する改正通知等が平成29年9月4日付で発出された。この改正には療養費の支給制度に關し多くの制度上の問題が存在している。

## 柔整業界委員の主張(下)

# 柔整審査会の強化は見切り発車

協同組合近畿整骨師会理事長 第2回  
道整復療養費検討専門委員会(平成28  
3月29日)から業界側の委員を務め



前に付する質問を行なうのが保険者等である。また、柔整審査会の設置に法律上の根拠はない。柔整審査会が独立した

審査以外の何らかの行為をすることは健康保険法上、療養費の支給制度が予定もしていない制度を創設するもので、違法と言わざるを得ない。

柔整師は受領委任の取り扱いを行うに当たり、都道府県知事、地方厚生局長と「契

約・協定」を結び、保険者は都道府県知事、地方厚生局長に「契約・協定」を結ぶ。主として二種類ある委託契約。

「一契約・協定」は係る委任を行う。このような関係上、

関係に立つため、保険者等は患者に対する調査権を有する。一五、保険者等と医療機関

一方、保険者等と柔整師との関係はあくまで対等であり、保険者等は柔整師に対し

調査権は有さず、取扱規程にある契約上の権利として質問あるいは照会することができ

最大の問題点は、健康保険法上、療養費の支給制度が予定もしていない制度を創設するものであり、明らかに健康保険法に違反しているという点だ。受領委任の契約、協定の取扱規程は、健康保険法上の療養費の支給規定に基づいて創設された制度である。

そもそも柔整審査会は、平成24年3月22日付保発0322第3号通知の「別添1」により設置基準が定められ、当初の設置要綱の目的にあるように、「支給申請書を適正かつ効率的に審査するため

は「設置された申請書の審査を行い審査の決定を行う機関であり、また審査内容に関する限りして保険者等と柔整師の双方からの不服申し出を平等に受けける再審査機関でもある。この審査の決定・再審査の決定は行政処分ではない。対等な契約関係に立つ保険者等と柔整師が対等な立場で構成する合議体だ。すなわち、審査の結果を保険者等に対して報告するところまでが柔整審査会の権限であり、その報告を受けて患者に対する調査、柔整

**調査権限の付与は法的根拠がない**

協同組合近畿整骨師会理事長。第4回柔道整復療養費検討専門委員会(平成28年3月29日)から業界側の委員を務める

査会に委任しているのがわずかにいることから、1400ほどある健康保険組合のうち、査を委任しているのがわずか100団体ほどで全体の約7%に過ぎない。93%にも上る他の健康保険組合は柔整審査会を経ないまま保険者の自由裁量で支給決定が行われている。このことは何度も問題提起してきたが理解が得られないのが現状であります。

査会に委任しているのがわずかにいることから、1400ほどある健康保険組合のうち、査を委任しているのがわずか100団体ほどで全体の約7%に過ぎない。93%にも上る他の健康保険組合は柔整審査会を経ないまま保険者の自由裁量で支給決定が行われている。このことは何度も問題提起してきたが理解が得られないのが現状であります。

柔整師に対する質問を行うのが保険者等である。また、柔整審査会の設置に法律上の根拠はない。柔整審査会が独立した行政機関であるかのごとく、審査以外の何らかの行為をすることは健康保険法上、療養費の支給制度が予定もしていない制度を創設するもので、違法と言わざるを得ない。

柔整師は受領委任の取り扱いを行うに当たり、都道府県知事、地方厚生局長と「契約・協定」を結び、保険者は都道府県知事、地方厚生局長と「契約・協定」を結ぶ。このように「契約・協定」に係る委任を行う。このような関係上、保険者等と患者の関係は権力関係に立つため、保険者等は患者に対する調査権を有する。一方、保険者等と柔整師の関係はあくまで対等であ

査会に委任することだけができる」と規定されていることから、1400ほどある健康保険組合のうち、査を委任しているのがわずか100団体ほどで全体の約7%に過ぎない。93%にも上る他の健康保険組合は柔整審査会を経ないまま保険者の自由裁量で支給決定が行われている。このことは何度も問題提起してきたが理解が得られないのが現状であります。

柔整師に対する質問を行うのが保険者等である。また、柔整審査会の設置に法律上の根拠はない。柔整審査会が独立した行政機関であるかのごとく、審査以外の何らかの行為をすることは健康保険法上、療養費の支給制度が予定もしていない制度を創設するもので、違法と言わざるを得ない。

柔整師は受領委任の取り扱いを行うに当たり、都道府県知事、地方厚生局長と「契約・協定」を結び、保険者は都道府県知事、地方厚生局長と「契約・協定」を結ぶ。このように「契約・協定」に係る委任を行う。このような関係上、保険者等と患者の関係は権力関係に立つため、保険者等は患者に対する調査権を有する。一方、保険者等と柔整師の関係はあくまで対等であ

には都道府県によつて異なつた「内規」が存在し、果たして全国で統一された公平・公正な審査会となり得ているのか甚だ疑問である。柔整審査会の根本的な強化を行うのなら、委員構成の資格と身分の偏りのない公平・公正な選任、内規の撤廃、全国的に統一した審査基準の策定を行い、全ての保険者への療養費支給申請書が柔整審査会を経ることが先決だ。保険者等や柔整審査会への権限の強化という名目で調査権が与えられた改悪ともいえる今回の改正が、今後も柔整審査会への権限の強化と

かしいかにおかしかを柔整師なら考えるべきである。  
付け加えておくが、決して柔整審査会 자체を批判しているのではない。柔整師は健康保険法上の療養費を取り扱つており、法治国家である以上、法を順守することは当然で、法律も改正せずに協定・規程・要綱さえ変更すればどのような内容でも有効になってしまつてはいる現状への

というはあくまで告によるもので、負傷した経緯・状況が分からず、「いつ」→負傷日「ここで」→業務災害・通常か否か、「どうして」→行為か否か、の以上であり、「どうなつた付けされたものだ。

柔整療養費検討専門委員会に業界側委員として出席する田村氏

矛盾を指摘しているまでだ。誤りは誤りとして提唱し続ければ、見切り発車の改正は正していかなければならない。

■ 1部位目から負傷原因を記載させるか否かについて  
負傷原因は、支給対象の可否を判断するもので、昭和49年6月10日付の厚生省保険局保険課長内輪で示されているように、業務災害や通勤災害または第三者行為以外の原因であることが分かれば事足りるものである。また負傷原因というものは、あくまで患者申告によるもので、負傷に至った経緯・状況が分かればよく、「いつ」→負傷日、「どこ」→業務災害・通勤災害か否か、「どうして」→第三者行為か否か、の以上で十分であり、「どうなつた」は後付けされたものだ。